

別記様式

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第	号
	身分証明書	
	所属	
	職名	
	氏名	
	年 月 日生	
	有効期限 年 月 日	
	上記の者は、国民生活安定緊急措置法第33条第1項並びに国民生活安定緊急措置法施行令第6条第1項第2号及び第3号の規定により同法第30条第1項の規定に基づく立入検査又は質問をする職員であることを証明します。	
	年 月 日発行	
	高知県知事	
印		

↑ 6.0センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

国民生活安定緊急措置法（抜粋）

（立入検査等）

第30条 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（地方公共団体が処理する事務等）

第33条 この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

2 略

（罰則）

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

（1）略

（2）第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（3）略

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法施行令（抜粋）

（地方公共団体が処理する事務等）

第6条 法第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第30条第1項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

（1）略

（2）指定物資を販売する者（小売業を行う者を除く。）で、その事業場が1の都道府県の区域内のみに設置されているもの（前号に規定する者を除く。）に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

（3）指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事（その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあっては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長）

2 略

3 第1項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 略